

# 平成25年度東京都税制調査会

## 第1回小委員会 議事録

日 時 平成25年6月7日（金）午前10時～

場 所 都庁第一本庁舎 33階南側S6会議室

平成25年度東京都税制調査会第1回小委員会

平成25年6月7日（金）10:00～11:45

都庁第一本庁舎 33階南側S6会議室

【税制調査課長】 本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

開会に先立ちまして、本日の資料を確認させていただきます。お手元の一番左側ですが、第1回小委員会次第です。その右側ですけれども、上から、平成25年度検討事項、平成25年度東京都税制調査会小委員会の議題（案）、第1回小委員会の論点、地方消費税・消費税等に関する資料、最後に、車体課税、環境税制に関する資料でございます。一番右側ですが、上から、平成25年3月開催の財政委員会における昨年度中間報告に対する意見等です。こちらは、昨年度取りまとめました中間報告に対して都議会からいただいたご意見をまとめたものでございます。そして、先月の第1回総会で、〇〇委員より、東京の将来人口推計についてのご質問をいただいておりますので、ご参考に、東京の自治のあり方研究会中間報告の概要をご用意いたしました。最後に、平成24年度中間報告でございます。

よろしければ会議を始めさせていただきます。進行につきましては、〇〇小委員長にお願いいたします。

【小委員長】 本日はお忙しいところお集まりいただき、大変ありがとうございます。ただいまから平成25年度東京都税制調査会第1回小委員会を開催させていただきます。

それではまず、今年度の検討の進め方についてということで、事務局から資料の説明をお願いします。

【税制調査課長】 はじめにお手元の資料、平成25年度検討事項をご覧ください。さきの総会におきまして、今年度の検討事項を、1. 直面する税制上の諸課題に関すること、2. 真の地方自治の確立に向けた税財政制度等に関することの2点とすることをご決定いただいております。

次に、資料の平成25年度東京都税制調査会小委員会の議題（案）をご覧ください。総会でご決定いただきました今年度の検討事項を踏まえまして、各小委員会の議題と今後の予定について記載いたしました。今年度の小委員会は、本日を第1回といたしまして、11月に開催する予定の中間報告案審議のための総会までの間に5回程度開催したいと考えております。第3回までの日程につきましては、既に皆様にご連絡を差し上げているとおりでございます。

本日、第1回は消費課税等に関することについてご検討をお願いしたいと考えております。第2回は法人課税に関すること、第3回は個人所得課税、地方財政調整制度に関することを議題としてご議論いただきたいと考えております。小委員会の第4回、第5回につきましては、10月中の開催を予定しております。第4回では中間報告案の骨子について事務局から素案をお示ししてご検討いただき、第5回で中間報告案についてご議論いただいた上で、小委員会としての案を取りまとめたいと考えております。

説明は以上でございます。

【小委員長】 ただいま小委員会の議題案と日程表、その前に検討事項、これはこの前の第1回総会で決定されたことですので、ここでは確認ということですのでけれども、これについてご

説明をいただきました。

これにつきまして何か質問がございましたら。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 これは総会のときに言えばよかったのかわかりませんが、検討事項の2. 真の地方自治の確立に向けた税財政制度に関することが検討事項になっているわけですが、この場合、真の地方自治の確立というものについて、どういうことを念頭に置いて税財政制度を検討するかということなのですか、現行の国と地方の行財政制度の延長線上において考えるのか、あるいは地方の自主性、主体性というものを中心とした国と地方の行財政システムを確立した上での税財政制度をどう考えるかということまで踏み込んでやるのかということなのですか、それはどの程度のことを考えていらっしゃるのですか。

【小委員長】 これは総会決定ということでここに出しておりますので、これ自体をどうこうということはここではなかなか言えないのですが、言葉の解釈につきましてはそれぞれの方の解釈があつていいものかと思っております。私、個人的なことを申し上げてよろしければ、今、〇〇委員が言われたとおり、既に現在の地方税財政制度というのがあつて、そこでも政府間の財政関係があつて、それも憲法にございます地方自治の原則に基づいてつくられているわけです。しかし、現実にはいろいろな制度の改革が進んでいるわけでありまして、昨日も「骨太方針」素案というものが出ましたけれども、地方行政、あるいは地方税、あるいは地方財政というものについてどうすべきだというようなことが書かれることになれば、当然のことながら、それは何らかの制度改革を考えながら議論されているかと思っております。それはいろいろな課題の変化に応じて、地方自治というものの原則の税制度における反映というのも変わっていく面もあるかと思っております。

そういうところを、この小委員会でそれぞれご意見をいただきながら、どうすればより良い制度になっていくかを考えていくべきだと思います。そういう意味でいうと、各委員の考えられている地方自治像というのがあるかと思っておりますので、そこをお話しいただいて、それを、今年の中間報告に反映させていけばいいのかなと考えております。

この点についてご意見がございましたら。

〇〇委員、何か。

【委員】 今、〇〇小委員長がおっしゃってくださったとおりでらうと思うのですが、この含意というのでしょうか、文章の中には、今は真の地方自治の確立ができていないということが意味内容として含まれていると思うのです。そうすると、どういうところが地方自治の確立ができていないのかということについての委員各位のお考えを少し伺って、とりわけ交付税制度等の話とか、それから税率、いわゆる課税自主権等の話も入ってくると思っておりますので、各委員からごらんになってどういうところが一番改革すべき点なのかということについてもご意見を賜ればと思います。よろしく願いいたします。

【小委員長】 〇〇委員、そういうことでよろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【小委員長】 それでは、この検討事項並びに議題のスケジュールにつきまして、ほかにご意見がございましたら。

よろしいでしょうか。それでは、今年度の検討の進め方については、この案のとおりやらせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

それでは、議事の（２）地方消費税・消費税等についてということで、本日の検討テーマの審議に入っていきたいと思えます。まず、これについて事務局から説明をお願いいたします。

【税制調査課長】 それでは、資料の第１回小委員会の論点をご覧ください。本日は、次第にもありますようにテーマが２つございます。１つ目のテーマは、地方消費税・消費税等についてです。論点として、基本的な考え方、低所得者への配慮のあり方をあげてございます。２つ目のテーマは、車体課税、環境税制についてでございます。ご議論いただきたい論点は２点、車体課税の今後のあり方、地方自治体が地球温暖化対策のための財源を確保する仕組みはどうあるべきかでございます。

次に、本日の論点に係る資料のご説明をしたいと存じます。

１つ目のテーマとして、地方消費税・消費税等についてということですが、まず資料の説明の前に、昨年度の中間報告の記載を確認しておきたいと存じます。恐れ入りますが、お手元にお配りしてある平成２４年度中間報告をご覧ください。１４ページから、地方消費税・消費税について記載しておりますけれども、まず、地方消費税の税率引き上げにつきましては、１６ページ上段のところ、地方の安定的な自主財源として、偏在性の小さい税体系の構築という観点から、地方消費税の充実については評価するとしております。ただし、上から４つ目のポツのところですが、地方への配分割合について、地方自治体の実施する社会保障サービスに必要なマンパワーの実態を踏まえた取り扱いになっていないとしております。

次に、使途につきましては、１６ページの下の方から１７ページにかけてですが、地方消費税は、地方自治体の基幹税として多様な行政需要を賄う観点から、引き続き一般財源とすることが適当であり、地方自治体が住民に対し、説明責任を果たしていくことが重要であるとしております。

景気条項につきましては、１７ページの中ほどにございますとおり、税率の引き上げに当たっては、経済状況を勘案しつつ、行政の無駄を徹底的に見直し、行政に対する国民の信頼回復に向けた取り組みを進めることが特に必要であるとしております。

低所得者への配慮につきましては、１７ページの下段から１８ページにかけて記載しておりますが、複数税率と給付付き税額控除のそれぞれの課題について述べております。

清算基準についても書いておまして、１９ページの中ほどにありますように、目的に沿ったよりの確かな基準という観点から、昼間の人口移動が激しいという我が国の特性を踏まえつつ、十分議論していくことが不可欠であるとしています。

また、賦課徴収につきましても、２０ページの上段に記載しておるとおりでございます。

それでは、資料集の説明をさせていただきます。地方消費税・消費税等に関する資料をご覧ください。この内容は、既にご案内の内容ばかりと思えますが、ご議論いただく際のご参考としていただければ幸いです。

１ページの資料１、国と地方の消費税と個別消費税の税目一覧でございます。

２ページから４ページの資料２、資料３は、消費税及び地方消費税の概要でございます。

５ページの資料４は、地方消費税の賦課徴収の仕組みを図示したものでございます。

６ページの資料５は、消費税・地方消費税等に係る税収の推移を表したグラフでございます。

７ページの資料６は、一体改革関連法で決まった消費税・地方消費税の改正内容等をまとめたものでございます。

８ページの資料７は、引き上げ後の消費税収に係る国・地方の配分を図にしたものでござい

ます。

9ページの資料8は、消費税及び地方消費税の使途について、昨年8月10日に可決・成立した改正法の条文を抜粋したものでございます。

10ページの資料9は、主要国の付加価値税率を比較したグラフでございます。

11ページの資料10は、主要国の付加価値税の概要を一覧にしたものでございます。

12ページの資料11は、諸外国における付加価値税の標準税率の推移をお示したものでございます。

13ページの資料12は、国民所得に占める消費課税の割合をグラフに示したものでございます。

14ページの資料13は、消費税の多段階課税の仕組みのイメージでございます。

15ページの資料14は、収入階級別の実収入に対する税負担のグラフでございます。

16ページの資料15は、諸外国の付加価値税率及び付加価値税収入比率を表にまとめたものでございます。

17ページの資料16は、複数税率に関する昨年10月の地方財政審議会の意見を抜粋したものでございます。

18ページの資料17は、平成25年度与党税制改正大綱から軽減税率に関する記述を抜粋したものでございます。

19ページの資料18は、諸外国における給付付き税額控除の仕組みをまとめた資料でございます。

20ページの資料19は、消費税の中小事業者に対する特例措置の推移をまとめたものでございます。

続きまして、21、22ページは、事業者免税点制度と簡易課税制度の概要をまとめてございます。

23ページと24ページの資料22と資料23は、主要国の付加価値税における免税点制度と簡易課税制度の概要でございます。

25ページの資料24は、消費税の転嫁のあり方を図示したものでございます。

26ページの資料25は、個別間接税のあり方についての資料でございます。

27ページの資料26は、消費税を計算する際、個別消費税を課税標準に含むかどうかを定めた消費税法の基本通達の抜粋でございます。

28ページの資料27は、主要国における付加価値税と他の租税との関係についてまとめた表でございます。

以上でございます。

**【小委員長】** ありがとうございます。ただいま消費税・地方消費税の主に仕組みについて、あるいは論点ということで、皆さんご存じのことが多いかとは思いますが、改めて確認のために資料を作成いただきました。

それでは、まずご意見の前に今の資料について何か質問がございましたら。

〇〇委員、どうぞ。

**【委員】** 16ページの資料15ですが、VAT収入比率というのはどういう意味があるのかよく分からないのですけれども。VAT収入比率というのは、VAT税収入が分子で、消費総額引くVAT税収かけるVAT標準税率というのですが、これを比較してどういう意味があ

るのか、ちょっと意味が分からないのですが。

【小委員長】 VAT収入比率というのは、いろいろな国でいわゆる一般消費税といいますか、そういうものがつくられているのですが、その中で、消費税と言いつつも、先ほど出てきました軽減税率とか、ゼロ税率とか、あるいは非課税とか、いろいろな制度が入っていますので、実際の消費全体のいわゆるマクロに見た消費の中で消費税がかかっていない部分もあるわけです。そうすると、全ての消費に全部消費税を標準税率で掛けると、VAT収入比率はたしか1になるという計算になっているのですが、それが、例えば日本の2009年のところは0.67という数字が右下のほうに出ております。ということは、日本では税率が何%かはちょっとおいといて、日本で行われている消費全体に5%をかけるのと比べて、0.67ですから大体3分の2ということなので、3分の2ぐらいの消費税が取れていると。そのかわり、例えば医療は非課税であるとか、教育の授業料が非課税であるとか、その部分は外れているわけですので、そういったところを見て——だから、すべて標準税率で課税した場合に比べてどれだけ税収が上がっているかということになるかと思えます。

そうすると、平均が0.55ですので、日本は大体0.7ぐらいですので比較的高いほうです。逆にそれが低い国は、例えばこの表でいうと、メキシコが0.31、イタリアが0.37というのは、非課税やゼロ税率、あるいは逃れているのかどうかわかりませんが、そういうふうに消費税を標準税率で取れていない国がかなり多い、0.5前後となっていますので。そういうものを比較してみたということかと思えます。

【委員】 そうですか。

【委員】 この表は、非課税部分についてはどういう計算をしているのですか。中に入れているのですか。

【小委員長】 ですから、この下に定義が書いてありますけれども……。

【委員】 先ほど教育費とか、非課税の消費税とおっしゃっていたけれども、それは入っていないのではないですか。

【委員】 非課税は入っていないかもしれませんね。

【小委員長】 そうですか。

【委員】 入っているかもしれないな。マーリーズレビューで、C効率性が今までずっと議論されていたのはどういうことかということ、漏失がどの程度あるのかといったときに、EU型の付加価値税はいいと言われているけれども、複数税率のこともあったりして税としての効率が非常によくない、漏れが多いというようなことで、むしろニュージーランドはじめ非課税が少ない、あるいは複数税率がない、そのような税のほうが本来の付加価値税としての機能を果たすのではないかということ、マーリーズレビューが主張した付加価値税の部分では、EU型の付加価値税を改革していく必要があるのではないかというようなことで、このC効率性ということが言われたと。

ただ、それは注に書かれているように、より正確に見るとVAT収入比率のほうがいいのでしようということで、このような国際比較の尺度をつくって、それぞれの国の付加価値税の執行のあり方なり、制度のあり方を比較できるような形で整理しているというのが私の理解です。

【委員】 じゃ、標準税率が高くてもVAT収入比率が低いところは、全体とすれば国民の負担比率は少ないと考えられるということですね。

【小委員長】　　そういうことになりますね。

【委員】　　その場合、輸出はどうするのですか。

【小委員長】　　輸出は国内消費ではないので、外していると思います。例えば教育とか医療のような非課税は、消費総額には含まれていますので、これはそこに入ってくると思います。

【税制調査課長】　　マーリーズレビューをまとめた資料があったのですけれども、それによると非課税も入っています。

【小委員長】　　非課税も入れているということです。入れて、そこからVAT税収を引いているということは、要するに税抜きの消費総額にVAT標準税率をかけて、実際のVAT税収をそれで割っていますので、標準税率で全ての国内消費にかけた場合にどれだけ税収が取れているかということで、ここでは比較をしているのだと思います。

ただ、そういう意味でいうと、日本の0.67というのは、今のところ単一税率でやっていますので、その分だけこの比率は高くなるということです。この後、軽減税率の話が出てきますけれども、そうしますとこの比率はどんどん下がっていく、あるいは非課税を拡大するとかやると、恐らく下がっていくのではないかと思います。

資料の説明につきまして何かご質問がございましたら。

よろしいでしょうか。それでは、この地方消費税・消費税等についてということで、この論点という紙を出させていただいております。論点といっても非常に簡単でございまして、①基本的な考え方、地方消費税についての基本的な考え方。昨年の中間報告でも既に出しているわけですが、1年たちましたし、さらに最近は一―数日前ですか、消費税の転嫁のための価格カルテルを認めるとか、そういう法律もできたようですので、こういうことも先ほどの免税業者であるとか、簡易課税の部分に多少関係してくることがあるかと思えます。そういった問題があるかと思えます。

それから、②低所得者への配慮のあり方についても、昨年は、ここでは軽減税率、給付付き税額控除それぞれについての課題、あるいは問題点のようなものに触れたのですが、政権が交代しまして、多少議論の重点が、給付付き税額控除を掲げていた民主党政権から、自民党・公明党政権になりますと、どちらかという軽減税率をいつ導入しようというように、与党の税制改正大綱に書いてありましたので、多少論調が政府レベルでは変わっているところがございます。それをどう見たらいいかということもあるかと思えます。

そういったことも含めてご意見をいただければと思っております。いかがでしょうか。どこからでも結構でございます。

では、〇〇委員、どうぞ。

【委員】　　①の基本的な考え方を先にお話しさせていただきたいのですが、まず、量が足りているのかどうか、十分なのかどうか。十分ならば増税ではなく減税の話になる。また、足りないから増税したいのに、実際の税率の決定権が地方自治体にないというようなところを今回の論点にするのかというのが、まず1つ目の視点のあり方ではないかと思っています。それ以外に、量ではなくて質というか中身の問題だというときには、多分2つの視点に分かれる。消費税を考えれば、国と地方の間での分割の基準の話と、2つ目のステージとして、地方への配分が決まったときに、地域間でその消費税をどのように取り扱うのかという話が出てくると思えます。その意味では、まず量の問題、それから中身の問題に立ち入るならば、国と地方の議論をするのか、地域間の話をするのかによって話すべき事柄が変わってくるのではないかと

っています。

量は、今、僕的にはおいておく話であって、世の趨勢からすると、国と地方との分け方の問題と、地域間の分け方という方が、恐らく東京都にとっても関心の高いところだろうと思うので、そちらの話をさせていただきたいのですが、国と地方とでもし分け方を考えるとすれば、消費税をくれと言うならば、かわりに差し出す人身御供が必要になってくるのだと思います。そうでないと実質増税になるということですから。

では、何を差し出すのかというと、今の一般的な議論だと、当然法人事業税または法人関連諸税ということになるのだと思うのですが、東京的には法人二税なのかもしれませんけれども、それを差し出してまで東京都は消費税を欲しいのかという点が1つあると思います。地域間で考えるならば、仮に消費税を全額地方税にするとしたときに、今のような基準で譲与基準を設けていくのか、交付税に直入するのか、または自分たちで分けるから共有税にしてくれという話にするのかというのが既存の議論だと思います。少なくとも、この件に関してはなかなか意見の集約が難しいのではないかと思います。

ですから、今お話ししたのは、国と地方という視点ならば、法人関連税との話が出てくるでしょうし、地域間の話の場合には、少なくとも交付税直入なのか、それ以外なのかという話をしなければならぬ気がします。

【小委員長】 ありがとうございます。ただいまの意見は、全体としての地方税、あるいは地方消費税を増やしていく。あるいは、増やしていくのが消費税増税、つまり今回のように国の消費税も上げ、地方消費税も上げるということで、両方増税ということでやっていくのが今回の一体改革ということでやっているわけです。それはもう決まったわけですがけれども、その先にどうするのかと。まず、同じような路線で行くのかどうかということで、国の消費税も恐らくまた上がるであろうし、それに合わせて地方消費税も上げようとするのか、それとも、地方消費税を上げるのだったら、全体のパイを増やすのではなくて、ほかの税との、いわゆる税源交換ということも視点としては当然あり得るのではないかとという点が1つ。

もう1つは、地方消費税について、今やっているようないわゆる清算基準という形でやっていく、つまり地方消費税として徴収して清算基準でやっていくのか、それとも地方消費税という名前ではなくて、交付税あるいは共有税という名前でやって、交付税に入れば財政調整になってしまうわけですが、あるいは別な形での配分基準を考えるのかという、そういう地域間の税収再配分の要素に地方消費税も入れていくのかどうか、大きく言うと2つの論点かと思えます。

これについて、意見としてはどうでしょうか。昨年までの段階では、一体改革の最中にこの中間報告を作成しておりましたので、一体改革で地方消費税の税率が上がることについては、比較的肯定的な評価を中間報告のなかで出していたかと思えます。むしろそのときの論点は、社会保障目的税ではないだろう、一般財源である、そちらのほうを強調したという点が昨年の場合には大きかったように思っております。

さらに、税率10%までは一応法律で決まっているわけですがけれども、その上のことについてまでは議論しなかったということです。

どうなるか分かりませんが、たまたま昨日、安倍内閣で「骨太方針」の素案というものが出来て、出たばかりのものをざっと見ておりましたら、私は実は意外に思ったのですが、なぜか知りませんが、地方税収を増やせと書いてあるのです。地方財政を健全化し自立を促進

する。そのため、地方税収を増やすなど歳入を充実し、と書いてある。もうちょっと具体的には、成長戦略や地域の元気創造プランの推進などにより地方税収を増やす、と書いてあるのです。別にこれは増税しろとは書いていないのですけれども、要するに、地方税を増やすような戦略をとりたいということ、安倍内閣は考えているようであります。

普通、成長戦略で地方税収が増えるとなると、消費税よりもむしろ所得課税のほうを思い浮かべてしまいます。それで東京都はいいのかもしれませんが、そうなってくると、先ほど〇〇委員が言われたとおり、地域間のアンバランスはどうなるのだという問題がまた出てくるだろうなということが当然あります。恐らくまだそこまでは、全く議論されていないと思います。

地方消費税に関しては、今回のといいますか、昨年の改革を所与のものとしてさらにどう進めるかという改革の課題が出てきていることは、そのとおりだと思います。

1つの考え方としては、前半につきましては、地方消費税についても、結局のところそれは社会保障と税の一体改革ではありませんけれども、仮にさらに増税があるとしますと、それはどういう財政需要に充てられるのかという議論がまた出てくると思いますので、それとの関係になる。どうなのでしょう。現段階で、東京都が、地方消費税の税率をどんどん上げろという議論は恐らくまだやっていないと思うのです。地方団体全体としても、そこまでの議論にはまだっていないのではないかと考えております。むしろ今議論になっているのは、後段のほうの地方税の地域間の配分、税収の配分をどう考えたらいいか、それを税源のミックスというのですか、それでどう調整していったらいいのかということかと思えます。

昨年の段階といいますか、これまでの議論は、基本的には地方消費税は他の地方税に比べると、偏在度はあるとしても相対的には小さいので、地方税として向いているだろう。むしろ問題は、清算基準という名前で行っているものをどうしたらいいのかということなんです。

昨年度の中間報告は、先ほど紹介がありましたとおり、今は小売消費統計が4分の3で、人口と従業者数が8分の1、8分の1ということで清算しているのをどう変えようかという議論がなされるであろう。その段階で、東京都で議論する場合には、例の昼間人口問題をどうするかというところを踏まえて考えるべきではないか、という意見になっていると思います。

それは消費という課税ベースに合わせて配分すべきだろうというのが基本ではないかと思うのですが、先ほど〇〇委員が言われたのは、より財政調整的なものに踏み込んだような発言だったような気がしますけれども、そういう意味ですか。

**【委員】** この委員会で議論するとき、まずどこを論点にするのか、または全部いくのかという話もあると思うのですが、地方税という言葉が響かせるときに、地方全体でこの財源を有益に使うのだという視点でやるのか、東京都がこういうルールだったらもうかりそうだという議論でやるのかで大分違ってくると思うのです。僕はこの税調でお仕事させていただいて感じたことは、国がやらないのだったら東京都がきっちり旗を振って望ましい姿に日本をリードしていくのだと、そういう委員会にしていくというようなニュアンスで、最近僕はこの調査会を捉えさせていただいています。

その意味では、東京都がなるべく損をしないようにしなくてはいけないというのは、それはそうかもしれませんが、よりもう1段高みから、日本の消費税、または日本の地方税のあり方というものを議論するならば、分割基準をこれまでのように、お金持ちのところへドンドン流れていく清算基準を維持するのか、さらにそれを強くするのか、または再分配機能を強くして

いくのか、つまり交付税直入みたいな形にするのかというのは、ポリシーとかイデオロギーの問題になるのかもしれませんが。それが1つです。

それから、もう1つは、財源が量的には充足されているとして、国と地方との間で財源を調整し、より偏在性の低い税源を地方に与えるべきだという議論をするならば、当然、税源交換論は議論しなければいけないところだと思うという点です。そういう意味では、イデオロギー的な話になってしまいます。

【小委員長】 ありがとうございます。論点はかなり明らかになっているかと思います。

これについてご意見がございましたら。

では、〇〇委員。

【委員】 〇〇委員のおっしゃるのは1つのご意見だろうと思うのですがけれども、この中間報告の26ページ、27ページあたりで、地方税と地方財政調整制度をめぐる論点といったときに、原理原則でいくと、消費税の清算基準は財政調整の観点ではなくて、税の論理で考えたときに、それぞれの地方の課税ベースに応じた清算という観点なのだろうと。そこに財政調整のファクターを入れることはいかがかというのが都税調の基本的な論理の組み立てで、私自身もそのような形で対外的に、総務省の委員会でも発言してきています。

そうしたときに、〇〇委員が冒頭おっしゃられた東京都がリードしていかなくてはいけないという観点で見たときに、言いたいことは、財政調整の考え方と税の論理を混同しないで、しっかりと筋道が立ってオールジャパンのことを考えられるようなことを皆さんに検討していただきたいと私は思うのです。やはり筋を通していくことが重要なのではないかと。

そうしたときに、1つは、3回目の小委員会の議論になるのではないかとと思うのですがけれども、どのような方向で交付税制度を考えていくのか、それから、地方消費税の今回の配分の仕方という言い方は変なのですが、交付税に回す部分と、それから地方の部分との観点になるのではないかと。

ある知事がおっしゃったのは、地方の観点からすると、地方の取り分を多くして、地方間で配分を相談するような方向でというようなご主張をなさるのでありますが、それはなかなか難しく、むしろそうであれば、地方独自の取り分については抑えて、交付税の原資をもう少し厚くしていくような方向のほうが、筋が通っているのではないかと。

だから、その辺のところの方向性としては、財政調整と税の本来の論理の部分をきっちりと議論できるのかどうかということが1つと、それから税源交換論について言うならば、極論は、地方の法人課税を手放すかわりに、全部地方消費税を厚くするというような議論もあろうかと思うのですがけれども、これは私が会長とか云々ではなくて、一委員としての考え方なのですが、それもおかしいのではないかと。受益と負担の関係で言えば、地方法人課税のウェートを下げていくことはあったとしても、ゼロに、手放してしまうこと自体は、やはり地方税の望ましい姿にはならないのではないかと私個人は思っています。

というのは、法人が事業活動をしているときに、地方公共団体の行政サービスを受けているというのは事実で、それは転嫁のこともあろうかと思うのですがけれども、全て100%転嫁されているかどうかということについては非常に難しく、そうすると法人というのは自然人と同じような法的な存在として認められているとすれば、やはりそこで応分の負担をするような仕組みを残しておくことは、私はあるのではないかと。これは個人の意見ですがけれども、そう思っています。

【小委員長】 ありがとうございます。この論点につきまして、さらにご発言があらうかと思えます。ただいまのご発言は、税源交換の議論はあるけれども、これは都税調でもずっと法人課税に関する応益課税論を展開してきましたけれども、それとの関係を考えなければいけないということだと思えます。

それから、地方消費税と、今も消費税はかなり交付税に入っている部分もあるわけですが、それとのバランスもあります。地方税としての各団体の税収として見ていく部分と、それから財政調整に充てている部分とのバランスは、これは100対0とか0対100という話ではないというのが現実の問題としてあるかと思えます。

これは6ページの資料5に、消費税・地方消費税等に係る税収の推移ということで出ておりますけれども、一番下に、地方分、基盤として実際に出ております地方消費税1%分がございます。上のほうが国の分。その間に、国の消費税として徴収したうえで地方交付税に入っている分があり、実は消費税の分より交付税の分のほうが実際には多いわけです。そういう意味でいうと、調整に回っている部分のほうが、実は地方消費税として独自に回っている分より多いという現実はあるので、その配分をどう考えていったらいいかということです。この方向性を、より真ん中をふやしていくのか、それとも下のほうをふやしていくのか、そういう選択の問題になってくるかと思えます。

この論点につきまして何かご発言がございましたら。

〇〇委員。

【〇〇委員】 先生がおまとめになったとおりで、私も特にそれに異存があるわけではないのですが、ここにコメントもなされているとおり、地方消費税そのものをもっと内実を、地方みずから徴収して、最終的には税率の操作権までという考えが一方であるわけですね。一方で、〇〇委員がおっしゃったように、交付税を直入してみたいな形であるのですが、〇〇委員のおっしゃった地方税として筋を通していくという方向の考え方をずっと推し進めていくと、論理的には先ほど申し上げたような考え方も一方であるのですが、ここに書いてあるコメントとしては、果たして地方自治体が徴収の実務を担うことにどれくらい徴税コストをかけてやって意味があるのか。あるいは、消費税でカナダとかアメリカの州の小売上税が恐らく念頭にあり、その税率操作権のイメージがたぶんあるだろうと思えますが、非常に国土が狭く簡単に隣の県へ移動できるこの日本において税率操作権を持つことにどのぐらい意味があるのかということも考えると、結局コンサバですけれども、現状のということになるのでしょうか。

もちろん国のかたちが道州というかたちになれば、またそれはそれで別の話になってきますけれども、そういう意味では、私は余り去年の報告書のラインから大きく議論を変更する必要はないのではないかという意見です。

【委員】 税源交換論がどういう話かということは、地方が法人課税することは、偏在性の観点からしても望ましくないという価値判断があるのではないか。そこで税源交換論の話のときに、では、本当にそうなのかということと、あともう1つは、東京がひとり勝ちですねと。そのときに、東京がひとり勝ちだということの意味が、どういうメッセージなのかということのを少し考えておく必要があるだろう。

だから、東京都が旗を振るというようなお話をなさるのですが、東京都にとって望ましい税制は、ほかの地方にとっては望ましくない税制かもしれない。そのときに、東京都が旗を振るということは利他主義的な行動をとるのかどうかといったときに、もう1つの考え方な

のですけれども、東京都の納税者が納得できるような形の将来像をどうやって描くのかということが不可欠なのだろう。それを、東京都以外の住民なり納税者を優先して東京都の納税者に我慢してくださいというような論理では、なかなかまとめ切れないのではないかなと思うのです。

ウイン・ウインの状況というのはなかなかないでしょうけれども、お互いに日本の将来を考えながらも、その方向性で行くことが東京都の納税者にとっても、あるいは地方公共団体としての東京都にとっても、望ましい姿に近づくということの、そのときに何をもって望ましいかということが重要になってくると思うのですけれども、そういうような議論ができないと、都税調として答申を出すときに難しいのではないかと。これはまとめ役としての私見も若干入っていますけれども、そういうふうに思います。

【小委員長】 ありがとうございます。全体としての地方税を、つまり全国的な制度として語る場合と、それから東京都としての税制という面との関係をどういうふうにコーディネートするかという課題が常にここではあるわけでございます。

それから、先ほどの〇〇委員からありました徴収コストと税率自主権の問題については、実は昨年度の中間報告でかなりはっきり書いているところがございます。徴収コストに関しましては、徴収費、取扱費をちゃんと払っているのですから、これは契約でやっているわけですので、それはそれでいいじゃないかという考え方が一方であるわけです。それで全体としての徴収コスト、あるいは逆にコンプライアンスコストが低いのであれば、何も問題はないということです。要するに、アメリカ型とカナダ型の違いです。アメリカ型は全部自分でやれという話で、カナダ型は協定を結んで一緒にやりましょう、一元型でやりましょうという考え方ですので、別にそちらであれば問題ないのではないかという議論があるわけです。

それから、税率自主権の問題は、ここでは踏み込まないというのが――今までこれはあまり踏み込んだことはなく、しかも、研究レベルではいろいろな議論があるのは私も承知しておりますが、現実的な政策課題にまではなっていないのではないかというのが私の認識としてございますので、あまり踏み込まないで来たと思いますし、今もあまり踏み込まないでいいのではないかと考えております。そこは〇〇委員の言われるとおりではないかと私も思います。

今、基本的な考え方ということで、地方消費税の将来像といいますか、あるいは地方税体系における位置づけということが話題になっているかと思いますが、いかがでしょうか。

〇〇委員。

【委員】 この委員会が始まったのがいつだったか覚えていませんけれども、最初のころから議論しているのが、真の地方自治を確立するための財源はどうするのかという議論であったと思うのです。そのときに、サービスの提供を住民にするのは国より地方が圧倒的に多いわけですから、消費税について、当時5%か、3%かちょっと記憶がないのだけれども、いずれにしても地方の取り分が非常に少ない、もっと上げていくべきだという議論がこの委員会の大勢だったと思うのです。それが今後、1%の地方分が2.2%に法律上なっているということですから、国の取り分との割合からいうと、国から0.2%地方に取り分が回っているわけです。本来、税率が10%ならば、その比率でいけば国は8%でもいいのだけれども、7.8%で、地方が2.2%ということになっているわけです。そこで、私は前向きに捉えて、多いか少ないかは別として地方の取り分を増やすという方向性は見えているのではないかと考えていますので、そこは評価したいと思います。

私は、消費は地方で行われているわけですから、消費税というのは最も地方税にふさわしい税で、その地方の住民が払っている税を地方で徴収するというのは当たり前の話です。だから、その方向性でもっと議論を強めていく、地方消費税の存在というのを、きちっと消費税体制があるならば強めて主張するべきだと思っています。

ただ、真の地方自治を確立するという観点から、直截的に地方が徴収するとか賦課するということを考えるのは不要と私は思っているのです。なぜかという、それは極めて非現実的です。その議論はもうここではないのではないかと思います。

それから、地方法人税を放棄するというのは、そういう議論があっても悪くはないのかもしれませんが、法人税は税と言えばインカムタックス、所得課税なので、法人に対する所得課税を地方が放棄するなんていうことはあり得ない。それはきちっと法人課税の量あるいは質とか、そういう議論は必要ですけれども、これをやみくもに地方の課税を縮小するというのは超現実的ではないと思っています。

一方、昼間人口が多い東京はもっとそのことを踏まえてどうするのだという議論は非常に大切だと思います。難しい議論ですけれども、都税調でやるなら、そういう議論に理論的なアプローチをしていければ、我々の中間報告に書いたというだけではなくて、もうちょっと内容のあることになってくるのではないかと思います。

それから、〇〇小委員長が先ほどご紹介された政府・与党の今後の方針という文章の中で、もうちょっと先の部分だと思うのですが、地方交付税について、不交付団体を増やしていこうというのがあったと思うのです。落とすところはそこかなと思って私は見ていたので、その辺も全体として見ていくと、不交付団体を増やす方向性について議論を深めることになるのかなとも思いながら読ませていただきました。

**【小委員長】** ありがとうございます。地方消費税の話としては、先ほどの清算基準というところでやっております、要するに小売統計と人口と従業者数ということを清算基準に使っているわけですが、ご存じのとおり、社会保障・税一体改革を行うときに、市町村交付金の分は、引き上げ分はたしか全部人口で配分することにしました。社会保障のために税率を引き上げるのだから、そこは人口で配分しましょうという理屈づけがあったようです。一般財源であるという原則は変わっていないので、それはそれで1つの考え方かもしれませんが、ただ、地方消費税は人口で案分するのだということになりますと、本来の清算基準は一体何なのだというところにも多少踏み込んできているところがあるわけですね。理屈づけは違うにしてもそういうところがあります。また、ここで言っている人口はいわゆる夜間人口ですので、それをどう考えたらいいのかということも当然問題になってくるかと思っています。

今、〇〇委員からご紹介いただいた交付税の話も、先ほど私は「骨太方針」素案をちょっと読み上げましたが、確かに不交付団体の数をリーマンショック以前の水準にすることを目指すと書いてあります。第1次安倍内閣のときに不交付団体を増やそうという議論をかなりしていた記憶がございますので、それをもう1度目指そうということなのだろうと思います。そうしますと、どの程度のことになるかわかりませんが、先ほど出てきた地方税と地方交付税の関係も、また大きな論点になってくる可能性はあるかと思っています。

この点、いかがでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

**【委員】** マスコミの報道なのですが、先ほど「骨太方針」で、地方交付税の総額を減らそ

うということが言われていたのですけれども、そういうことはありますか。不交付団体の数を増やそうということだけではなくて、財政健全化の方向で歳出を削減するために地方交付税の総額を減らそうというようなことが「骨太方針」に入ったと聞いているのですが、そんなことが本当に書いてあるのでしょうか。

【小委員長】 余り時間がなくて詳しく読んでおりません。また後で確認しますが、以前に出された、5月末ごろにいただきました財政制度等審議会の報告「財政健全化に向けた基本的考え方」のほうは、もっとはっきり書いてあったような気がします。国と地方ということで、やはり歳出の抑制といいますか、そういったことの1つの議論として地方交付税の議論が出てくるというのはよくあることですので、そういったところには書いてあったかと思いますが、ここについてはまた後で確認させていただきたいと思います。

それでは、この点について、もう1つ、低所得者への配慮のあり方というのもここで論点にあげさせていただいておりますけれども、これについても何かございましたら。

〇〇委員。

【委員】 この点は、地方自治体の側からは何を言うべきかという論点があるのだと思うのですが、そこをペンディングして一般論なのですけれども、給付付き税額控除と軽減税率の論点があるということなのですけれども、軽減税率は政府・与党の税制改正大綱にもありますし、問題として、インボイス制度などという話があります。インボイス制度のない中で複数税率を入れることの日本独自の困難さというのがあったと思います。ですから、消費税を入れるときにインボイスを入れないということが、多分、自民党が当時政権を持っていたときにこれを入れるときの1つの要件だったような気がするのです。ですので、これを改めて入れるというのは、今は難しいのではないかと個人的に思っています、それを入れるということがもし複数税率化するときの要件だとすれば、なかなか難しい話かなと思って、そこは自民党自身のジレンマになっているのではないかと気がするのです。

軽減税率についてはもう1つ、先ほどから言及されているマーリーズ報告では、そもそも本当にこれは所得再分配効果がどれだけあるのかという点で疑われていたと思います。つまり、高所得者層もこの軽減税率の適用で得をしているのであって、意外に軽減税率の再分配効果は小さいという結論がマーリーズ報告で出ていたと思うのです。そういう観点からすると、やはり給付付き税額控除のように、貧困層に対してきちっとターゲットを絞ることができるような制度設計のほうが、分かりやすいと言えば分かりやすいと思います。

しかし、他方で、このような制度が本当に機能するためには、所得に関する情報をきちっととる必要があって、そこをどれだけ本当にやれるのかという問題がどうしてもあって、日本もついに番号制度を入れることになったわけですけれども、それが1つのインフラになるとは思いますが、依然として難しさは残るのではないかと考えるのです。そうなったときに、イギリスとかこういう制度を入れている国は、いずれもいわゆる不正受給というのでしょうか、その問題は非常に深刻であるというのを、私もヒアリングに行ったらそういうふうにも彼らも言っていましたので、なかなか難しい。正直、どちらの制度も一長一短がある中で、都税調としてこういう形で所得再分配の問題については考えるべきではないかという方向性を出しにくいのかなというのが、個人的な今の感想です。

他方で、これは社会保障と税の一体改革の中で、社会保障と連動しながら入れられるというところから、むしろ、消費税の逆進性を税の枠内で考えるというのも1つの考え方ですけれど

も、給付のほうでやはりきちっと再分配を是正するような、逆進性を是正するような給付のあり方を考えることによって、結果として、税の中でいじらなくても対処できるのではないかという考え方もあり得ると思うのです。ですので、そこまで視野に入れた議論が要るのではないかと思います。

【小委員長】 ありがとうございます。ただいまご発言いただいた内容につきましては、昨年度の中間報告の18ページに書いてございます。そこでは、軽減税率についての指摘——ただいまご発言いただいたような内容——と、それから、確かにマリーズレビューもそうですし、ほかの研究でも、軽減税率が持っている所得再分配に対する効果は余り大きくないのではないかという研究がいろいろなされていると思います。日本でもなされていると思います。

その点と、それから給付付き税額控除に関しては、この下のほうに、「一方、適正な執行を担保するためには、納税者番号制度の導入を進める必要があるほか、社会保障制度など歳出面における政策配慮も含め、引き続き検討する必要がある」。確かに番号制度はこの前決まりまして、ただ、どう使うのかというのは、私ははっきり分からないのですけれども、それが給付付き税額控除の前提となる所得の捕捉でどのように、どの所得までどのぐらい使えるのかという、例えば金融所得とかについては番号制度が使えて、やろうと思えばできると思うのですけれども、その他の所得についての捕捉の程度を上げるとか、いろいろな形で使うにしても、それで給付付き税額控除に使えるような意味での総合的な所得の捕捉ということになれば、それはそれでやれる面もあるのだろうと思います。

他方、今、〇〇委員が言われたとおり、いろいろな国で問題点が指摘されているので、それを踏まえての検討がさらに必要だと思います。ここでそこにあまり踏み込んでやっていくのは得策かどうかわかりませんので、課題を示すといえますか、提起するということにとどまらざるを得ないという気がします。ただ、従来どちらかという学者のレベルでは軽減税率よりはこういった給付付き税額控除のほうが、あるいは社会保障支出のほうがよろしいのではないかという意見が私は多いように思います。全体としてはそういうところでできればと思っておりますが、さらにご意見をいただければと思っております。いかがでしょうか。

〇〇委員。

【委員】 複数税率は、消費税を低所得者にも納得してもらって税率を上げていこうというときには必要だという議論がありまして、それはある程度の税率からは必要かもしれないけれども、今、日本の消費税率を考えると、せいぜい何年か先にたかだか10%ということですから、そのことについてはあまり複数税率に期待をして議論を深める必要は全くないとは思っているのです。前回書いた中間報告の程度で私は十分かと思っています。

ですから、この問題も、議論をするのはいいことですが、10%以内で複数税率を採ることが低所得者対策になるという幻想はいかがかと思っております。それはなぜかという、よく複数税率を唱える方はヨーロッパの例を言っているわけで、ヨーロッパはもちろん非常に高い消費税率ですからそういう手だても不必要とは言いませんけれども、日本の税務行政とヨーロッパの税務行政を比べてもらいたいのですね。現実には、日本の場合には青色申告制度が普及しています。韓国には誠実申告という言葉があり、日本に学びたいと思っているのだけれども、青色申告制度のような精緻なものではないです。

それ以外の国は推して知るべしでありまして、イタリアに行って調べた例では、残念ながら、税の専門家でさえも帳簿は2つ持っているのです。私は、実際あなたはどのぐらい収入がある

のかと聞くと、これは課税当局には内緒の数字だというのが、その税の専門家が言っていることでした。そういう国だから、さっきイタリアのVATの低い収入比率の例があったでしょう。そういうことを反映しているのです。

日本は非常に生真面目な青色申告をしている。今後は青色申告以外に、小規模事業者も帳簿をつけろということになりましたね。ご案内のとおり、小規模事業者であっても帳簿をつける義務を負うのですから、売り上げの把握についてはほとんどできるシステムになっているのです。なっていないのはどういうことかということ、大きな企業に勤めている人が、仕入れの業者とか下請の業者からリポートを取るわけです。キックバックは多額になるのだけれども、これは領収書も何も関係ありませんから、アンダーテーブルで行われているようなことはインボイス制度に期待してもしょうがないです。

ですから、普通の取引では、日本とヨーロッパは比べ物にならないぐらい日本は所得の把握が非常にはっきりするシステムになっているし、そのシステムを新しくさらに整備しようとしている国だということをもまず前提に置いて、国民の多くがそれになじんできちんとした申告をしている国だということも踏まえながら、にもかかわらずなぜ複数税率が要るのか、10%程度でなぜインボイスが要るのかということ、現実を踏まえて議論をしないといけないと思っています。

ですから、中間報告の複数税率とインボイスについての考え方も、非常に現実を踏まえた記載になっているし、それで私はこの議論としてはよろしいのではないかと考えています。

**【小委員長】** ありがとうございます。この点につきましてはあまり意見の違いはありません。ほとんど一致しているかと思えますので、それを踏まえて、去年の中間報告をベースに考えさせていただく、ということを進めさせていただきたいと思えます。

それでは、後半の論点に行きたいと思えます。もう1つの資料がございます。車体課税、環境税制に関する資料の説明をお願いしたいと思います。

**【税制調査課長】** 2つ目のテーマの車体課税、環境税制に関する資料のご説明をさせていただきます。資料集をご覧ください。

1ページから3ページの資料1から3は、自動車税、自動車取得税及び自動車重量税それぞれの概要をまとめたものでございます。

4ページから6ページでございますが、資料4は、自動車税のグリーン化特例の概要、資料5は、自動車重量税及び自動車取得税のエコカー減税、中古車特例の概要、次の資料6は、自動車重量税のグリーン化特例の仕組みでございます。

また、7ページの資料7は、東京都独自の次世代自動車の導入促進税制についてまとめたものでございます。

8ページの資料8は、欧米主要国のCO<sub>2</sub>排出量を課税標準とした車体課税についてまとめたものでございます。

9ページの資料9は、昨年10月に施行された国税の地球温暖化対策のための税の概要でございます。

10ページの資料10は、我が国のエネルギー関係税の税率水準を図示したものでございます。

11ページの資料11は、東京都環境局が実施しております地球温暖化防止に向けた主な施策とその概要の資料でございます。

12ページは、東京都が実施している中小企業者向け省エネ促進税制の概要をまとめたものでございます。

13ページは、燃料課税と車体課税の年間負担額を国際比較したグラフでございます。

14ページは、OECD諸国における環境関連税制の税収を対GDP比で示したグラフでございます。

15ページ、資料15でございますが、社会保障・税一体改革関連法からの抜粋でございます。森林吸収源対策、地球温暖化対策、燃料課税、自動車関連税のグリーン化等についての部分でございます。

16ページから18ページにかかまはしては、昨年10月の地方財政審議会の意見からの抜粋で、車体課税に関する部分でございます。

19ページの資料17は、平成25年度与党税制改正大綱から、車体課税に関する部分を抜粋したものでございます。

20ページから22ページまでの資料18ですけれども、車体課税とエネルギー課税に関するこれまでの議論をまとめたものでございます。この中には、平成22年に総務省がまとめた環境自動車税構想ですとか、政府税制調査会の資料、環境省の税制全体のグリーン化推進検討会の昨年の資料などから抜粋しております。

23ページの資料19は、自動車関連税に関する都税調のこれまでの提言をまとめたものでございます。

24ページ、25ページの資料20は、平成23年度の都税調答申で提言いたしました温暖化対策税に関する提言の概要を参考に載せております。

最後に、26ページの資料21は、昨年度の都税調中間報告からの抜粋で、国の地球温暖化対策のための税ですとか、自動車取得税に関する記述を載せております。

資料の説明は以上でございます。

**【小委員長】** ありがとうございます。これにつきましても、論点として2点を掲げさせていただいております。論点①は、車体課税の今後のあり方、②は、地方自治体が地球温暖化対策のための財源を確保する仕組みはどうあるべきかということでございます。

車体課税の今後のあり方については、与党税制改正大綱で、例えば自動車取得税については廃止という言葉がどこかに入っていたと思えますけれども、ただし、必要な財源は別途措置するというので、財源といってもこれは税とは限らないわけで、よく分からないのです。自動車税に関しても、自動車取得税のグリーン化機能を踏まえつつ、一層のグリーン化の維持・強化及び安定的な財源確保の観点から、地域の自主性、自立性を高めつつ、環境性能等に応じた課税を実施することとし、他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政へは影響を及ぼさないということで、車体関連の税を軽減するような形をとりながら、しかし、地方財政へは影響を及ぼさないという、どういうやり方がよく分かりませんが、そのようなことが書かれている、ということです。

しかし、地方税としての車体課税をどう考えていったらいいかということは、この都税調でも従来からずっと議論してきたことですし、今回もやはりこれについて論じなければいけないということで、ここに掲げさせていただきました。

それから、地球温暖化対策の税については、いわゆる石油石炭税の引き上げという形で国税としての改革が行われたのですが、地方財源に関しては、民主党政権のさらに前の自民党・公

明党政権のときからずっと先送りになっていたと思います。それについてどう考えたらいいかということ改めてここで取り上げたい、ということでございます。

これにつきまして質問、ご意見がございましたら。いかがでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 これは18ページの資料17のところに税制改正大綱があるのですが、取得税は方向性としては廃止が一応決まったということで、この税金をどうするのかという問題が1つは生じるわけですね。既に取得税に関しては相当エコカー減税の仕組みが入っていて、相当税収減が既に発生しているのですけれども、こういう形で廃止されてしまうと、やはり代替財源をどうするのかというところで、(ロ)のところはいろんな解釈があり得ると思うのですけれども、自動車取得税のグリーン化機能を踏まえつつあるところから、やはり自動車税の中に取得税が持っていたグリーン化機能を読み込むような制度改正をしていきながら、しかし、安定的な財源確保の観点からどうということ、もちろん他に確保した安定的な財源と合わせてということですので、何も税だけで、あるいは自動車関連税の中だけで安定財源を確保する必要はないのですけれども、場合によっては、自動車税をむしろ強化していくという方向性もあり得ると思うのです。そういうことで、自動車税をどうしていくか。

それから、下のロのほうで重量税の話もありますが、いずれにせよ自動車税をどうするのかというのが、自動車取得税の廃止によって今度は問題として出てきたということだと思っております。その延長線上には、基本的には排気量を課税ベースとしている自動車税の現状において、CO<sub>2</sub>排出量をベースに組み込むかどうかというようなことも次のページで書いてありますが、欧州を中心として排気量割、CO<sub>2</sub>排出量割と書いてありますように、これはずっと前から議論としては出てきている話だと思っております。そのあたりが論点になるかと思っております。

それから、取得税はこれで廃止としても、私自身は、自動車にかかわる税としては、大きく分けると、取得段階、保有段階、走行段階と3つに分けることができるのですけれども、もう1つ言うと製造段階というものもあるのですけれども、これはやはり、それぞれの税があるべきではないかと思うのです。

例えば、CO<sub>2</sub>の対策ということを考える場合には、走行段階だけでいいのではないかと、ほかは廃止してもいいじゃないかという考え方もあるのですけれども、しかし、同じ走行距離であれば燃費のいい車を保有していただくほうがいいですので、そういう意味では、保有の段階でグリーン化機能を持っていたほうがいいと思いますし、それから、やはり人々の購入行動に一番きいてくるのが取得段階における課税でして、そういう意味では、取得税の税収は減っていたのですけれども、取得税の持っている人々の購入行動に与えるインセンティブという面では、取得段階1回限りだけれども、それなりのまとまった税金というものが、よりグリーンな車を選べばぐっとその負担が減るというすごく大きなインセンティブだったと思うのです。盛んにコマーシャルもやっていましたし。逆に言うと、これがなくなることによって、そういう政策課税としての側面が失われることになってまいりますので、これをどうするのかということも、実は自動車税をどうするのかという議論の中に恐らく論点としては入ってくるのではないかと思います。

【小委員長】 ありがとうございます。自動車取得税の廃止は決まったわけではないですね。決まったのですか。どうですか。

【委員】 一応、決まったと言われております。

【委員】 びったり消費税見合いなので、通常そのように議論しているところだと私も思っています。

【小委員長】 それはそれであるとして、その上で、もともとは自動車取得税があって、グリーン化というのは、言い方とすれば例の租税支出ですよね。エコカー減税なのか、エコカー補助金なのかというので、補助金のほうは予算がなくなったらおしまいだけれども、減税のほうは歳出予算ではないので、要するになくならないわけです。お金がなくなったからおしまいということは言えない、実はそれが強みで長続きしてきたというところがあって、むしろ、ある意味、効果的な政策である。

しかし、もともとの課税がないとエコカー減税ができないので、本体の課税はしておいたほうがいいのではないかという考え方があると思います。私も個人的にはそう考えているのです。ですから、取得課税をやめるという方針を出したにしても、それは都税調ということなので、それはどういう車体課税のあり方があるべきなのかということなので、それについての意見を申し述べることは当然あり得ると思います。

そこも踏まえて、この点につきまして、もう1つ、自動車税についての課税標準のあり方、排気量を一応基準にしてやっておりますけれども、CO<sub>2</sub>排出量基準をより強めるとか、いろいろな考え方がこれまでも議論されています。

これについて引き続きご意見をいただければ。

〇〇委員。

【委員】 〇〇委員に教えていただきたいのですが、自動車諸税はいろんな課税の仕方がありますけれども、私はこういうものは必要だという意見です。ただ、グリーン化の観点から課税していったら、CO<sub>2</sub>の排出に一定の効果を誘導するというのはあり得るのですが、水素自動車など環境に対してものすごく配慮した車がもうすぐできます。現実にもうすぐ水素自動車時代というときに、CO<sub>2</sub>の排出とグリーン化という観点でこれを推し進めるのは、それほど強い根拠になっていくのか。

もちろん車がどんどんふえたら歩行者に対して迷惑をかけるとかいろんなことがあると思うのですが、非常に重要なところがずれてしまうと、みんなの関心というか、みんなの支持がだんだん薄れてしまうのではないかという懸念を持っているのです。基本的には、自動車について課税するというのは必要だという思いを持ちつつ、懸念を持っているということなので、お教えいただければと思います。

【委員】 〇〇委員が今おっしゃったのは、環境税的なものを入れ込むと必ず出てくる問題ですね。ですので、こちらの取得税についても、急激に自動車が燃費のいいものにシフトしていくと、一旦設けた基準が古いものになってしまって、ほとんどの車が適合車になってしまって、税収が限りなくなってしまうということがありますので、同じく自動車税についても、例えば水素あるいは燃料電池車とか、そういうのが出てくると同じ問題が発生するということだと思います。

もっとも現実ということで見ますと、電気自動車が思ったほど売れないといいますが、普及しない非常に大きな原因として、もちろん走行距離の短さもあるのですが、やはり充電をするステーションの少なさというのがあるって、なかなかガソリン車と同じだけの利便性を持ってないということがあるのです。そういうことでいうと、やはり水素についても、水素ステーションがどれだけできるのか、そこを私は存じ上げておりませんが、ガソリン車と同等

な利便性を獲得するのは結構インフラの整備もあって、実際にはそう短時日に大きく問題が影响着しないかもしれないということです。

ただ、ヨーロッパでも対策はもちろん講じられていまして、結局は、最後は車軸をベースにする、すごく外形標準なのですけれども、つまり大型であればそれだけ税金が重くなるということです。排気量、それからCO<sub>2</sub>排出量、また車軸というのを入れ込んでいく。今は、むしろ電気自動車は少ないので電気自動車はゼロ税率でして、ヨーロッパも自動車メーカーがどんどん電気自動車にシフトしていくことを支援するという側面も含まれていまして、今は特にそういうのは設けていなくて排気量とCO<sub>2</sub>ですけれども、将来的な方向性として、だんだんとCO<sub>2</sub>フリーな車がふえてきた場合は車軸というものをに入れていくということが議論されています。

ただ、今ちょっと申し上げましたように、ヨーロッパでこの関係の税の調査をしてきて非常に思ったのは、産業政策と一体化しているといいますか、ヨーロッパの自動車メーカーのこういう側面における開発を促進、需要をどんどんそっちへシフトさせることによって、ベンツとかいろんな自動車メーカーがそちらの車の開発をすれば売れるという方向へ持っていきたいというのが、欧州委員会とかそういうところでもすごく感じたところでもあります。

【小委員長】 ありがとうございます。まず車体課税のあり方についていろいろご意見をいただいておりますが、この点について何か。

それでは、②の地球温暖化対策の財源確保の仕組みも含めてご意見をいただければと思います。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 次につながる本当にしたい質問があるので、その前段でお聞きしたいのですけれども、地方自治体が地球温暖化対策のためにという目的と車体課税をくっつけているのはどうしてですか。つまり、車体に課税することが、あたかも地球温暖化対策になるという論点の置き方の意味を聞きたいという意味です。

【小委員長】 本日の全体のテーマは消費課税ということになっているのですが、前期での議論は環境税制を中心にやっておりました。そのとき、電気に対する課税についての議論もいろいろやっておりましたけれども、もう1つの問題が車体課税でした。車体課税に燃料課税を含めるかどうかという問題があるのですが、燃料に対する課税というのが1つそこでつながっているわけです。

車体課税の議論をするときに、いろいろな答申を見ても、自動車そのものにかかる税金、先ほどの取得、保有、走行ということになります。環境税とか、温暖化対策自身は、自動車を持っていても走らせなければということはありませんが、プラモデルではありませんので実際走らせますので、走行とセットにして考えるであろうということなので、そこで燃料課税とくっつけるという意味でここでもくっつけた、意味としてはそういうことです。

【委員】 ちょっとそういう意味ではずるい質問だったのですが、多分、地球温暖化という視点から車体課税を考えるとすることは可能だと思いますし、リンクはしていると思うのですが、地球温暖化自体が本当に真の大きな課題であるならば、車体課税に頼る必要はなく一般財源をつぎ込めばいいだけです。それほどリンクさせる必要は本来はないのだらうと思います。ただ、くっつけることも可能であるという趣旨は納得します。

その上でお聞きしたいというか、2つの話があると思うのですが、これは実は②から外れて

しまうからこの質問をしたのですけれども、先ほど僕は〇〇委員からお伺いしてすごく実感が湧いたことは、結果的に、電気自動車みたいなものを普及させたいならステーションがなければ無理だと。だとしたら、例えば東京都が先進的に取り組む1つのアプローチとして、ステーションをつくるようなことに関して自動車諸税を取って集中的に投資していく。これはもちろん、自動車製造メーカーも怒らないことですし、今現在、古くなってしまったガソリンスタンドの建てかえがなかなか進まないという事実もあると思いますので、そこは押しどころなのではないかというのが、これはコメントというか感じたことでございます。

それよりも、むしろ僕が申し上げたいのは、車は、本当は公共交通との見合いのところがあって、これまでもこの委員会でも申し上げたことだと思うのですが、東京都は多分世界の中でも屈指の公共交通の整備された地域だと思っています。その地域において、できたらマイカーよりは公共交通を使っただけまいしょう、もっと歩きやすいまちづくりは不可能なのか、自転車をもう少し使いましょいうようなアプローチを本来やっていくことがあり得るのではないかと僕は思っています。そのときには、自動車は持たない、むしろ公共交通の値段を安くする、アプローチしやすくする。つまり、自転車が利用しやすい、歩行者が歩きやすい歩道を構築するとか。ただ、これは自動車メーカーが喜ばないことへの投資になるわけですが、そういうことのために車体課税を使うというのは、僕は東京都としてあるべき姿だと思います。

そういう意味では、環境とか、ちょっと外れてしまうのですけれども、第3の目的として、東京都なりの車体課税のあり方というのは、僕はまだまだ検討の余地があるのではないかと考えています。

【小委員長】 ありがとうございます。本日お配りしている資料の中に資料11というがあります。ここでは税の議論を行っているわけですが、では東京都は温暖化防止についてどうしているのかということ、そういう資料をつくっていただきたいと私のほうでお願いしてつくっていただきました。ただいまございました、いわゆる電気自動車の充電のステーション。恐らく運輸部門対策だと思うのですが、ここにはそういうことまで詳しく書いておりませんけれども……。

【税制調査課長】 細かいところで主なものを私の手元に持っているのですけれども、例えば電気自動車タクシーによる実用性実証試験走行事業の実施とか、要は、電気自動車タクシーの実用性を検証するための調査の実施ですとか、スタンドについては、充電スタンドマップの作成・公表、電気自動車の購入補助金の導入、そういうことをやっているみたいです。

【小委員長】 〇〇委員、どうぞ。

【委員】 電気自動車は、ガソリンをどんどんたくよりは環境に優しいというのは分かるのだけれども、電気自動車の電気は何かと云ったら、日本の場合、圧倒的に化石燃料に依存していて、その電気でするといふことと、電池の処理は環境に優しいのですかということだと思ふのですね。だから、電気自動車までは、環境に優しい社会をつくるために自動車に課税しようという理屈はよくわかるし、賛成なのです。だけれども、もうその時代ではなくて、水素自動車のようなものになるわけだから、そこだけで言えるのかなという懸念を私は持っているのです。

だから、自動車諸税は維持していきたいという基本的な気持ちはあるのだけれども、その理屈が、CO<sub>2</sub>が問題でグリーン化推進のためにという根拠が薄い時代にもうすぐなってくるの

ではないかということ懸念しているということで、その時代は私はすごく早いと思っています。

【小委員長】 今出ました電気自動車自体の環境に対する貢献と申しますか、今のガソリン車に比べて電気自動車のほうが環境に本当に優しいのかということの実証性について、これはどうなのですか。〇〇委員、このことについての議論というのは何かございますか。

【委員】 ちょっと技術の話はわかりませんが、何をもって環境と言うかですよね。CO<sub>2</sub>ということ言えば、電気自動車はいいだろうということなのだと思いますが、〇〇委員おっしゃったように電源はと言われれば、特に原発がとまると火力ですから、そういうことかなという感じだと思います。

電池はいろいろありまして、日産だと回収をして再使用していく仕組みにしていたと思うのです。ですから、バッテリーが大量廃棄されて、それが別の意味での重金属をはじめとする環境汚染という形には、日産はしないようなのですけれども、でもご懸念の点は確かにあると思います。

【小委員長】 ありがとうございます。恐らくこの点は、今、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、それぞれのご発言は、ちょっと車体課税ともつながっているのですが、地球温暖化対策というか、環境対策というか、それと車体、自動車に関する課税というのをうまく組み合わせると、おもしろいと言っては失礼ですが、別な論理の組み立て方ができるのではなからうか、ということですね。

先ほど環境局の話もありましたが、電気自動車にしろ、もう一步進めてインフラ整備といえますか、そういうことが可能ではないかとも——確かにタクシーもいいのですが、あるいは地図もいいのですが、もう一步進めていくことができるのではないかということも言えそうな気がします。うまく今の議論を組み合わせると、より進んだ提言がつけられるように、今思いましたので、ちょっと考えさせていただきます。

ほかにはいかがでしょうか。地球温暖化対策としての石油石炭税の引き上げにつきまして、これ自身は国税としては成立しているわけですが、地方自治体の側で先ほど見ていただいた東京都環境局の取り組みがありますが、これは別に東京都だけがやっているわけではなくて、いろいろな団体がいろいろな施策を行っていると思います。その財源をどうするかという議論——目的税的な議論をここでやるかどうかは別として——もあって、地球環境対策の財源ということここでは出させていただいたのです。

そこも含めて何か追加でご意見がございましたら。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 確かにこの税を何らかの形で、譲与税とか交付金の形で地方にも配分するという議論があったのですが、いっこうに出てこないのはなぜかはちょっと私も分からないのですけれども、恐らくフルの税率になるまでもうちょっと時間がかかりますよね。3段階で上がっていくのでまだフル税率ではないので、国にとっても十分な税率水準にまだ達していないということかもしれないですが、フル税率に達したらそういう地方配分の議論が出てくるのかどうかは今ちょっと分からないという感じです。

実は再生可能エネルギー固定価格買取制度のいわゆる賦課金というのがあるのですけれども、つまり買い取った費用をもう1回電気料金に割り戻して上乗せしていくのですけれども、これが電力を大量使用するような産業の国際競争力を阻害するという観点から、実は免除され

ています。ドイツは、その免除したものを全部家計のほうにかぶせて取っているのです、すごく家計の不満がたまっているのですけれども、実は日本の場合は温対税を財源にそこを面倒見るという仕組みをとっていますので、今後再エネがふえてくると、ここの財源が必要とされるということもあると思うのです。ですので、どういう対策をこれで考えていくのかといった場合に、いわゆる温暖化対策のほかに、そういった再エネの支援もここに含まれてくると思うのです。要するに、地方自治体としてどういう対策をやっていくのか、どれぐらいの財源が要るのかという議論がしっかりあってのこういう議論を地方の側から起こしていく必要があると思います。

**【小委員長】** ありがとうございます。これについてさらにご意見がございましたら。よろしいでしょうか。

それでは、今日示しております論点につきましては、大体以上でよろしいでしょうか。

それでは、今いただいた議論を整理させていただいて、今年度の第2次中間報告の案に取り入れさせていただきたいと思いますが、具体的にどういうふうに入れるかについては少し考えさせていただきたいと考えております。

本日のテーマについては以上のとおりにさせていただきます。

それでは、事務局から今後の日程について説明をお願いします。

**【税制調査課長】** 第2回小委員会の日程についてお知らせいたします。7月1日午前10時から都庁第一本庁舎南側S6会議室、今日と同じ会議室で開催させていただきますので、ご出席方、よろしく願いいたします。

**【小委員長】** それでは、本日の議事をこれで終わらせていただきます。お忙しい中お集まりいただきまして大変ありがとうございました。

これもちまして、第1回小委員会を閉会とさせていただきます。

——了——